



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年8月3日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成27年7月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青い空

3 代表者の氏名

荒井 一也

4 主たる事務所の所在地

松本市大字笹賀6065番地9

5 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、障害者や高齢者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、誰もが交流できる開かれた農業・農園・障害を理解するための研修・各種資格の取得研修等を通して、障害者の自立支援、障害者や高齢者が暮らしやすいまちづくり等の事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、障害者や高齢者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害者の学びや生活支援・障害を理解するための研修・各種資格の取得研修等を通して、障害者の自立支援、障害者や高齢者が暮らしやすいまちづくり等の事業を行い、インクルーシブ社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

県営祢津御堂地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年8月3日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営祢津御堂地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年8月4日から平成27年8月31日まで

3 縦覧の場所

東御市役所

農地整備課

公告

平成27年7月28日、駒ヶ根市東部土地改良区の定款変更を認可しました。

平成27年8月3日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成27年8月3日

長野県公営企業管理者 小林 利弘

名称	所在地	指定年月日
共和ハウジング(株)	長野市南長池587-1	平成27年7月27日

企業局

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成27年8月3日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
施設警備業務(2級)	平成27年11月1日(日)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
施設警備業務 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話(電話番号 026-233-0108)により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(7) 電話1本につき1人の受付とします。

(1) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成27年10月7日(水)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成27年10月16日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所を疎明する書面(住民票の写し等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(警備業者が証明する「営業所所属証明書」)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景

の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万6,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成27年8月3日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務に係る新規取得講習及び追加取得講習

2 講習の種別、実施日時及び定員

講習の種別	実施日時	定員
新規取得講習	平成27年10月1日(木)~平成27年10月8日(木) 午前9時~午後5時 (受付時間 10月1日(木)午前8時30分から午前8時50分まで)	20名
追加取得講習	平成27年10月6日(火)~平成27年10月8日(木) 午前9時~午後5時 (受付時間 10月6日(火)午後0時20分から午後0時40分まで)	20名

※ 土曜日、日曜日を除く。また、追加取得講習の初日開始時間にあつては、午後0時50分からとする。

3 実施場所

長野県千曲市大字磯部1144番地4
地方職員共済組合戸倉保養所名荘

4 講習の対象者

(1) 新規取得講習

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会

規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る同規則第8条に規定する合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)のオからオまでのいずれかに該当する者

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話(電話番号 026-233-0108)により事前申込みを行い、講習受付番号を取得すること。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

(ロ) 電話1本につき1人の受付とする。

(ハ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切る。

イ 電話受付日

講習の種別	電話受付日	電話受付時間
新規取得講習	平成27年9月3日(木)	午前9時から午後5時まで
追加取得講習	平成27年9月4日(金)	午前9時から午後5時まで

(受付日時、時間は厳守すること。)

(2) 受講申込書の提出

ア 提出期間

平成27年9月14日(月)から9月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)とする。

イ 提出場所

事前申込みの際に指定する長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

ウ 提出方法

受講申込みは、事前予約をした際に警察が付与した受付番号を申告するとともに受講者本人が指定した提出場所へ申請書類を直接提出すること。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講申込者本人の委任状を持参すること。

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)には、提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの1通

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面1通

a 前記4の(1)のイに該当する場合は、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 前記4の(1)のロに該当する場合は、1級の検定に係る合格証明書の写し

c 前記4の(1)のハに該当する場合は、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 前記4の(1)のニに該当する者にあつては、1級の旧検定合格証の写し

e 前記4の(1)のヘに該当する警備員にあつては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(7) 受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの)1通

(イ) 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

(ロ) 講習対象者に該当することを疎明する前記アの(イ)の書面

6 受講手数料及び納付方法

(1) 新規取得講習

34,000円相当の長野県収入証紙により、受講申込書の提出時に納付すること。

(2) 追加取得講習

10,000円相当の長野県収入証紙により、受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は事由にかかわらず返還しない。

7 その他

(1) 講習修了後に修了考査を実施し、当該講習の過程を終了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(2) この講習についての問い合わせは、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に行うこと。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年8月3日

長野県工業技術総合センター所長 横道正和

1 入札に付する事項

(1) 工事名

工業技術総合センター（精密・電子技術部門）本館及び2号館外壁改修工事

(2) 工事内容

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期限

契約締結の日から平成27年12月24日（木）

(4) 施行場所

岡谷市長地片間町1丁目3番1号
長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 建築工事一式について平成27・28年度長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。

イ 資格総合点数が639点以上897点以下の者であること。

ウ 諏訪地方事務所又は上伊那地方事務所管内に本店又は支店若しくは営業所を有している者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

岡谷市長地片間町1丁目3番1号

長野県工業技術総合センター精密・電子技術部門

電話 0266 (23) 4000

入札説明書等は次のアドレスからダウンロードすることができます。

<http://www.gitc.pref.nagano.lg.jp/seimitsu/index.html>

5 入札手続等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年8月20日（木） 午前11時

イ 場所 岡谷市長地片間町1丁目3番1号

長野県工業技術総合センター

精密・電子技術部門4階第1教室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年8月11日（火）午後3時まで以上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。建設工事等に係る契約保証金の取扱いは、長野県会計局契約・検査課のインターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/soshibiki/soshiki/kencho/kensa/index.html>）に記載のとおりです。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

ものづくり振興課